

○公共事業箇所評価の目的及び対象

評価の種類	評価の目的	評価の対象事業箇所 (災害復旧及び維持修繕に係る事業箇所は除く)	備考
新規評価	○新たに実施しようとする公共事業 ↓ 必要性・効率性等の観点から着手等の判断を行う	○総事業費1億円以上の事業	
継続評価	○継続して実施している公共事業 ↓ 必要性・効率性等の観点から継続や中止等の判断を行う	<p>(年数経過等によるもの)</p> <p>① 国庫補助事業(※1) 着手後(※2)、6年目(※3)の事業</p> <p>② 総事業費5億円以上の県単独事業 着手後(※2)、5年目の事業</p> <p>③ 増額が3割以上の事業</p> <p>④ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業</p> <p>(点検によるもの)</p> <p>○継続箇所評価後3年目の評価基準点の確認(点検)結果、5点以上(※4)増減した事業</p>	<p>※1 農林水産省生産局及び農村振興局、林野庁、水産庁、国土交通省の所管事業</p> <p>※2 継続箇所評価後も含む</p> <p>※3 国土交通省所管事業は5年目</p> <p>※4 5点未満は報告のみ</p>
終了評価	○実施後の公共事業 ↓ 有効性等の観点から、適切な維持管理、利活用の検討を行い、同種事業の計画・調査等に反映	○総事業費10億円以上の事業で、事業終了から2年経過した日が当年度のもの	